

● ソーシャルワーカー パートタイマー職員 1名

【勤務時間等】 8：30～17：30

※シフト制による。勤務時間・勤務日数については相談に応じます。

【職務内容】 日々の暮らしの中で生じる生活課題や、地域社会が組織的に取り組む福祉課題を解決に結びつけていく過程を支える仕事です。

地域住民からのさまざまな相談や調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けての広報や組織活動、ボランティア活動など、住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービス等の企画・実施などを行います。

ソーシャルワーカーの業務には、次のようなものがあります。

- ・支援につながっていない方への働きかけや社会的孤立、経済的困窮により自立した生活が困難な方に対する相談支援、居場所づくりや就労支援、家計相談支援、学習支援等に関する業務
- ・自治会等が行う福祉活動や福祉活動団体等の活動支援、ボランティア活動の推進（活動調整、各種講座の開催等）、子育て支援、福祉学習など
- ・地域福祉権利擁護事業（判断能力の不十分な方に対し、ご本人の意思を尊重した相談支援、金銭管理等の支援を行います。）、法人後見事業に関する業務

*配属先は、適性に応じて入職前に決定します。

【資格】 社会福祉士または精神保健福祉士お持ちの方歓迎（無くても可）
普通自動車運転免許（AT限定可）

【給与】 時給 1,020円～1,070円
その他の手当：通勤手当、時間帯手当、年末年始手当、賞与（年2回）

【勤務地】 米原地域福祉センター（米原市三吉570）

【選考方法】 面接試験（随時）
※ハローワーク紹介状、履歴書、職務経歴書

お問い合わせ先
電話：0749-54-3110（総務課：山川）